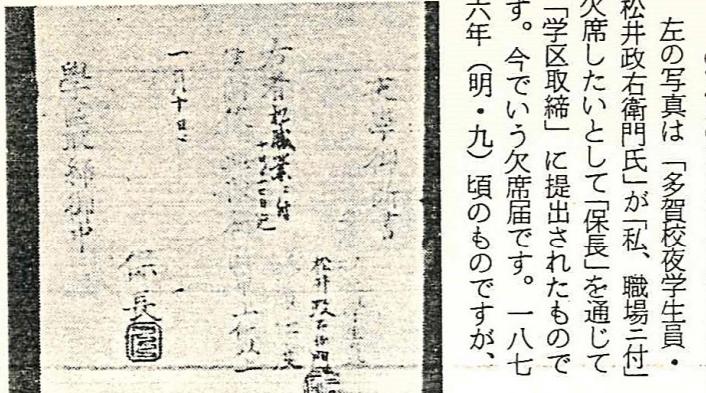


第11回市

明治初年の夜学欠席届
(市史の資料より)

左の写真は「多賀校夜学生員・
松井政右衛門氏」が「私、職場三付
欠席したいとして保長」を通じて
「学区取締」に提出されたもので
す。今でいう欠席届です。一八七
六年(明・九)頃のものです。

「学制」が発布され、近代
の学校教育が日本で始まる
のですが、「国民皆学」と
いふながら学校づくりの費
用は「民費」といってほと
んど地域住民の負担でした

市史の窓

No. 1

明治初年の市辺夜学

(明・八)に「夜学校開設」の方
針が出されています。これをうけ
て、多賀小学校に夜学が開かれた
わけですが、一八七六年(明・九)
十一月の「夜学取締方人員簿」に
はいろいろな役職とともに市辺で

左の写真は「多賀校夜学生員・
松井政右衛門氏」が「私、職場三付
欠席したいとして保長」を通じて
「学区取締」に提出されたもので
す。今でいう欠席届です。一八七
六年(明・九)頃のものです。

これによると市辺村(現・城陽市
大字青谷)と多賀村(現・綴喜郡
井手町)とで設立してい多賀小
学校では、夜学を開いて就学を奨
励していましたことがわかります。

一八七二年(明・五)に新しい
し、小学校でも父母はそうとうな
授業料をはらわねばなりませんで
した。

このようなことから、昼間の学
校の就学率も急にはあがらません
でしたが、京都府では一八七五年

は第一から第十七の「保」(江戸
時代の五人組ー現在の隣組)ご
とに「保長」があげられており、
彼らが夜学奨励の役割を果してい
たことがわかります。

従つて、当時学校を生徒が休
む時には「御断書」を「保長」か
ら「学区取締」に出さねばなりま
せんでした。なお、夜学生は子ど
もだけでなく青年や大人も多くい
たようです。また「市辺夜学女生
世話掛」もおかれています、「視察

活動であり、豊かな文化の
花ひらくまちづくりのいし
づえとなりま

す。
今年も、十

ことになりました。
そこで、伝統ある久世の地にふ
ことになりました。

☆応募用紙 官製はがき(校名・
住所・氏名を明記)
☆応募締切 十月三十一日まで
☆送り先 教育委員会学校教育
課

になります。
週休一日制の普及にともない、
土曜、日曜に多く利用され、最高
の入は、八月四日(日)の九百
人。お盆休みの八月十三日~十六
日は平日にもかかわらず盛況を博
しました。

☆申込み 十月十二日までに教育
委員会社会教育課へ
(電話でも構いません)

(木)・十九日(土)
午後七時三十分から午後
九時三十分まで
☆場所 寺田小学校講堂
☆申込み 十月十二日までに教育
委員会社会教育課へ
(電話でも構いません)